



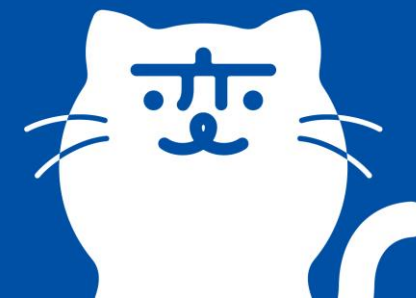
日本介護支援専門員協会 全国大会inながの
令和6年10月27日(日)

ワークサポートケアマネジャー実践報告

～仕事と介護の両立のために～
(長崎県の取組)

長崎県福祉保健部長寿社会課

にゃんとか
せんば。



長崎県ケアラー支援条例の概要（令和5年4月1日施行）

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーに対する支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目指す。

基本理念（第3条）

- ケアラー支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営み、その生活の継続性が損なわれないように行われなければならない。
- ケアラー支援は、県、県民等、市町、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が、それぞれの責務又は役割を果たし、相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

定義（第2条）

- ・ ケアラー 高齢、障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ・ ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者
- ・ 県民等 県民、県内に通勤し、又は通学する者及び県内で活動する者
- ・ 事業者 県内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う者
- ・ 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関
- ・ 民間支援団体 ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体

県の責務（第4条）

- ケアラー支援に関わる制度間の調整
- 離島、へき地及び中山間地域の地域性及び特殊性を踏まえたケアラー支援施策の総合的・計画的実施

県と市町等との連携（第5条）

- 市町、事業者、関係機関、民間支援団体等との相互連携
- 市町の役割の重要性に鑑み、市町がケアラー支援施策を実施する場合の助言その他必要な支援

県民等・事業者の役割（第6条・第7条）

- ケアラー支援の必要性についての理解
- 県・市町の施策への協力
- 従業員の勤務への配慮・支援

関係機関の役割（第8条・第9条）

- 県・市町の施策への協力
- 日常的に(ヤング)ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態、教育機会の確保等の確認、支援の必要性の把握

県の推進計画（第10条）

- ケアラー支援に関する基本方針
- ケアラー支援に関する具体的施策 等

県の主要な施策等（第11～15条）

- 広報啓発活動
- 支援を担う人材の育成
- 計画の実施体制・連携協力体制の整備
- 民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- 必要な財政上の措置

計画策定の趣旨

ケアラーが、援助を受ける人とともに安心して人生を送ることができるよう、ケアラーに対する早急な支援体制の強化と併せて、県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立したり、心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成していくことが重要である。このため、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するもの。

計画策定の根拠

長崎県ケアラー支援条例第10条第1項の規定による。

計画期間

・7年間（令和6年度～令和12年度）とする。

※「長崎県福祉保健総合計画（令和3～7年度）」との一体化を見込み、同計画の期間5年間と、次期改定までの2年間で合算。

計画の主な章立て

第1章 計画策定の主旨

第2章 長崎県におけるケアラーを取り巻く状況

①各種統計からみた状況 ②実態調査の結果概要

第3章 計画の基本的事項

条例の目的・基本理念及び計画の施策体系

第4章 ケアラー支援に関する具体的取組

①広報・啓発 ②ケアラー支援を担う人材の育成

③ケアラー支援に関する実施体制の整備

④民間支援団体等への支援推進

実態調査結果の計画への反映（第2章）

■ 県民意識調査（ながさきWEB 県政アンケート）

期間 令和5年1月27日～2月13日 回答者 275名（回答率81.4%）

■ ケアラー実態調査

i 当事者調査（令和5年7月10日～9月4日）

主に高齢者・障害者をお世話するケアラー 650人が回答

ii 支援機関向け調査（令和5年8月18日～9月29日）

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、生活困窮者自立相談支援機関 327機関が回答

■ ヤングケアラー実態調査

i 児童・生徒調査（令和5年6月30日～8月1日）

公立小・中・高等学校の児童生徒 23,637人が回答

ii 教育機関向け調査（令和5年8月10日～9月19日）

公立小・中・高等学校 513校が回答

実態調査結果のまとめ

- 「ケアラー」に関する社会的認知度の向上
 - 県民に対する認知度の向上
 - 支援機関への理解促進
- 包括的な相談・支援体制の構築（相談につなげる・支援につなげる）
 - 相談につながっていない（潜在化している）方への対応
 - 支援が困難な（支援に繋げにくい）方への対応（対応力向上）
- お世話と仕事などケアラー本人の生活との両立
- ケアラー支援のニーズに応じた多様な資源の周知・活用・掘り起こし

計画の施策体系（条例に基づく4つの柱）

（第3章、第4章）

多分野が連携して取り組む施策を中心に以下の4つの柱で構成する。

※個別分野施策については、分野別に策定されている既存の各種計画に沿って、ケアラー支援の視点も取入れ推進する。

1 ケアラー支援に関する広報・啓発

ケアラーについて身近な問題であることを広く県民に知っていただくための普及啓発を行うとともに、ケアラーが自らの悩みや負担について気づき、相談できることを知っていただく取組を推進する。

- 「ケアラー自身」が悩みや負担に気づき、相談ができる取組の推進
- 「社会全体」のケアラーに対する理解を深める取組の推進

2 ケアラー支援を担う人材の育成

ケアラーの発見や相談対応、及び支援には、ケアラーを取り巻く行政や関係機関、教育機関等の多様な関係者が連携しながら関わっていくため、ケアラー支援に関する研修等の機会を多面的に設けることにより、ケアラー支援を担う人材を幅広く育成する。

- 相談、助言、日常生活の支援などケアラー支援を担う人材の育成

3 ケアラー支援に関する実施体制の整備

ケアラーの地域での孤立防止や、お世話と仕事の両立支援に繋げるため、早期発見の取組を強化し、ケアラー支援に関する身近な相談先の明確化と周知を図る。

また、市町及び様々な主体が実施する各種サービス情報を、支援を必要とするケアラーに届くよう整理し、その活用促進を図るとともに、相談及び支援にあたっては、ケアラーに寄り添う様々な協議体を活用しながら関係者の連携強化を図る。

- 早期発見・相談支援体制の整備
 - ・ケアラーの実態把握や早期発見
 - ・ケアラーが相談しやすい環境づくり（相談先の周知・明確化）
- ケアラーの多様なニーズに応じるサービスの活用促進
- ケアラー支援に関わる関係者・関係機関間の連携体制の整備

4 民間支援団体等への支援

県内で活動している、同じような悩みを抱えるケアラーの交流拠点や相談支援等、多様な民間支援団体や当事者団体の現状を把握し、団体等による取組を県民に周知するとともに、団体等への情報提供や必要な助言等の支援を行う。

また、ケアラー支援に関して、地域共生の視点を意識した助け合い活動の創出等を支援する取組を推進する。

- 民間支援団体等への情報の提供、助言等の取組の推進
- 地域共生の視点を意識した助け合いの地域づくりの推進

→本計画で策定した各種施策を効果的に推進するため、庁内の政策評価制度や「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」を活用
※ 計画の中間見直しを令和7年度に実施予定

長崎県のケアラー支援に関する令和6年度の主な取組

R5.4.1 「長崎県ケアラー支援条例」施行

条例（県が講じるべき施策）

- 第10条 推進計画の策定
- 第11条 広報啓発 → ケアラー自身が支援を求めることができる
→ 社会全体としてケアラー支援を推進
- 第12条 ケアラー支援を担う人材の育成
- 第13条 ケアラー支援に関する体制及び県、市町、関係機関、民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備
- 第14条 民間支援団体等によるケアラー支援推進のための情報提供、助言等
- 第15条 ケアラー支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置

令和5年度の主な取組

- 1) 「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」の設置
 - ・実態調査、推進計画策定、広報等に関する意見聴取
- 2) ケアラー（ヤングケアラー）実態調査
 - ・ケアラー（主に高齢者・障害者をお世話している方）
 - ・児童生徒（小6、中2、高2）
 - ・支援機関、教育機関
 - ・県政モニター
- 3) 「長崎県ケアラー支援推進計画」の策定
 - ・令和6年3月公表
- 4) 広報啓発
 - ・啓発ポスター・リーフレットの策定
 - ・啓発シンポジウムの開催



長崎県ケアラー支援条例推進体制構築事業

県民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立しないよう社会全体で支える機運を醸成するとともに、「だれ一人取り残さない」社会の実現を目指すために制定された「長崎県ケアラー支援条例」施行に伴い、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定するとともに、同計画に沿って、部局横断的にケアラー支援に関する施策を推進推進にあたり、「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」による意見聴取を継続

1) 広報啓発

- シンポジウム開催やマンガ制作により、ケアラー（ヤングケアラー）支援に関する県民の認知度や理解を促進

2) 早期発見・対応ツール作成、支援を担う人材育成

- 市町や相談支援機関、及び事業者等が、ケアラーの早期発見や支援のために活用するチェックシート等を作成
- 多分野の支援機関専門職による合同研修の実施

3) 事業者及び民間支援団体等による取組の支援

- 仕事と介護等の両立を支援するワークサポートケアマネージャーをモデル事業者（企業）に派遣し、その成果を周知することにより、介護離職等防止に関する事業所の取組を促進
- ケアラー支援に関する民間支援団体等の活動実態を調査、支援に関する情報を紹介

4) ケアラー支援に関する総合案内窓口の設置

- ケアラー支援に関する身近な地域の相談先を案内する窓口を設置し、「どこに相談すればいいかわからない」というケアラーのサポート機能を強化

事業構築のきっかけ

○長崎県ケアラー支援条例に事業者の役割を規定

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラー支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、県及び市町が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員又は雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーの就労の促進及び継続に資するよう、その就労と介護等との両立に資する環境の整備に努め、その者がケアラーであると認められるときは、当該ケアラーの意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする

○実態調査結果から見えた課題

(ケアラー当事者実態調査)

- ・就労状況の変化について、「勤務時間を減らした」「転職・退職した」という方が、全体の3割程度いる。特に「退職の理由」では、「代わりにお世話を担う人がいない」という方がほとんどを占めている。
- ・就労を続けられた方に、就労継続できた理由を尋ねたところ、「各種サービスの利用」や「家族のサポート」との声が多かったが、「職場の上司や同僚の理解・協力」との声も3割程度ある。

(令和5年度長崎県労働条件等実態調査)

- ・就業規則に定めている事業所は、介護休業制度は72.3%、介護休暇制度：64.9%。
- ・職場における従業員のケアラー支援に「取り組んでいる」と回答した事業所は、9.8%にとどまっている。

ワークサポートケアマネジャー派遣事業

事業の方向性

- 事業者における仕事と介護に対する理解促進及び介護離職等防止に関する事業所の取組を促進するため、仕事と介護等の両立を支援するワークサポートケアマネジャーを活用した事業の実施を検討。

事業内容

- 県内でワークサポートケアマネジャーが複数所属している「長崎県介護支援専門員協会」に事業委託（令和6年5月～）。
- ワークサポートケアマネジャーをモデル事業者に派遣。派遣時の様子やモデル事業者の感想などを記載した事例集を作成し、県ホームページ等で周知する。

※労働部局と連携して、モデル事業者の募集等を実施

取組の状況

- 第1回モデル事業者募集（R6.7.31）
約50社が参加。うち2社から派遣依頼があり、9月より支援開始。
- 第2回モデル事業者募集（R6.10.22）
約70社が参加。現在、派遣申込受付中。
- 第3回モデル事業者募集
令和6年11月予定。

派遣事業への応募理由

- 突然退職を申し出るなど介護離職の問題が続いており、企業として事前に対策できることはないか考えたい。
- 介護をする社員が増え、仕事と介護の両立をしている社員の悩みを聞く機会も多くなったので、事業を利用したい。
- 介護離職防止といっても何をすればいい分からない。

(令和6年度長崎県委託事業)

長崎県ワークサポートケアマネジャー派遣事業

介護離職 しない、させない!

家族の介護をしながら働く方が増加傾向にあります。

家族の介護や看護を理由とする離職者は、年間約10.6万人 (R3.10~R4.9) にのぼり、その半数が50~64歳です。介護離職は身近な問題となっています。

出典：総務省の「令和4年就業構造基本調査」

大切な人材だから 仕事と介護の両立のため

『ワークサポートケアマネジャー』 を派遣します。

『ワークサポート ケアマネジャー』とは	事業でできること
家族等の介護を抱えている社員等が、仕事と介護を両立できる社会を目指し、社員等が介護をしながら意欲的に働けるようサポートする専門職です。 日本介護支援専門員協会の認定資格で、現在全国で199名のワークサポートケアマネジャーが活動しています (R6.3時点)	<ul style="list-style-type: none"> ●介護離職防止策等の企画運用、相談体制などの企業の介護離職防止に関する取組への助言 ●社員向けに介護離職防止に関するセミナーの実施 ●介護問題を抱えた社員への個別相談 など

介護と仕事の両立支援ってどんな取組をすればいい?


突然、仕事を辞めて介護に専念するって言われても…今、辞められると困る…

私たち、ワークサポートケアマネジャーが、
・介護をしながら、働き続けられる職場づくり
・大切な人材を失わないよう社員のサポートを一緒に考えていきます!

お問い合わせ

●事業内容
ワークサポートケアマネジャー派遣
長崎県介護支援専門員協会
電話：095-893-6152

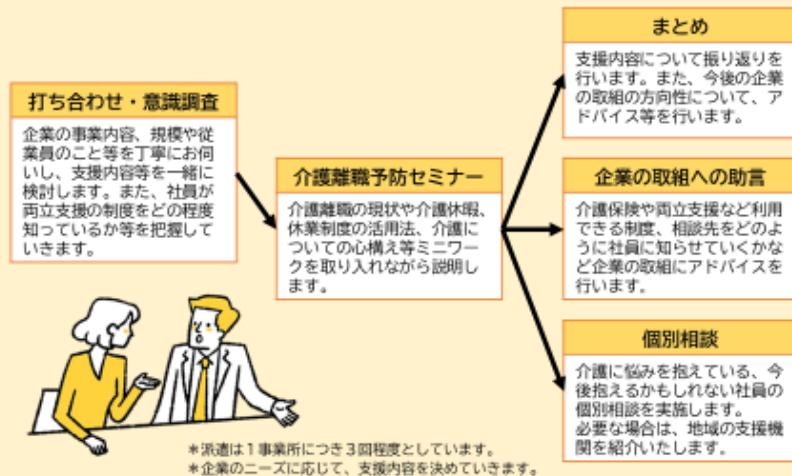
●左記以外の内容

 長崎県 福祉保健部 長寿社会課
地域包括ケア推進班
電話：095-895-2434

■派遣事業の目的

社員が仕事と介護等のお世話を両立しながら、意欲的に働ける環境づくりに取り組む企業を支援するため、ワークサポートケアマネジャーを企業に派遣します。

■派遣事業の流れ (イメージ)



Q1 派遣事業を利用することで、どのようなメリットがありますか。 介護に悩んでいる社員が実際にどれくらいいるか、介護をしながら仕事を続けられないと思っている社員がどれくらいいるか、介護や両立支援制度などをどれくらい知っているのかなどの実態を把握し、『企業が介護に直面した社員さんをどう支えていくのか』ということを検討し、企業において介護の相談が気兼ねなくでき、働き続ける環境づくりを支援します。 また、ワークサポートケアマネジャーを利用することで、介護に悩みを抱える社員について、企業内の支援だけでなく、地域の相談先や介護保険サービスなどの公的な制度につなげる支援などをお手伝いします。
Q2 派遣事業を利用する時に費用はかかりますか。 本事業は長崎県の委託事業であるため、派遣に係る費用は無料です。 ただし、実施したセミナーの様子や感想などを紹介する事例集等の作成にご協力いただくこととなります。作成した事例集は、県ホームページ等に掲載予定です。
Q3 派遣事業後もワークサポートケアマネジャーを利用したいと考えています。どこに問い合わせればよいですか。 貴社に派遣されたワークサポートケアマネジャーに、個別にご相談をお願いいたします。

県ウェブサイト掲載情報

